

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、

「以下の日付に改正された『経営委員会議事運営規則』の全文（平成23年6月28日改正）（平成30年10月9日改正）（2020年1月1日改正）」に係る文書開示の求めがあった。

この求めに対して、経営委員会は、過去に改正をした「経営委員会議事運営規則」の平成23年6月28日改正分、平成30年10月9日改正分、および2020年1月1日改正分の3つの文書を保有する文書として特定し、そのうえで、求めの文書のうち、「規則の各条文の本文」については、経営委員会の運営に関する情報であって、開示することにより経営委員会の運営やその事務に支障を及ぼすおそれがあるため、また、今後の経営委員会の運営やその事務に与える影響についても考慮する必要があるため、NHK情報公開規程（以下、「規程」）第8条1項1号に該当し、開示することができないとした。

これに対して、視聴者より、「規程第8条1項1号に該当するとの判断について、第三者（審議委員会）の客観的意見が聞きたい」として、再検討の求めがあった。

2 経営委員会の見解の要旨

「再検討の求め」を受け、経営委員会として検討を行い、以下の理由により、開示することとする。

経営委員会議事運営規則は、放送法に基づいて自主的に定める内規であり、経営委員会の透明性の向上を図るために、2020年の5月12日の経営委員会で公表することを決定し、現在は公表している。

経営委員会としては、当初、当該規程が制定された当時の経営委員会の規定により非公表としていたこと、また、過去の経営委員会議事運営規則について、外部から公表の要請を受けたこともあったものの、当時の経営委員会としては、円滑な議事運営の確保等の観点から、非公表として扱ってきていることから、過去の当該規程を開示することは、当時の経営委員会の判断を覆すことになり、経営委員会の運営やその事務に支障を及ぼすおそれ、および今後の運営やその事務に与える影響についても考慮する必要があると考え、規程第8条1項1号に該当し、開示することができないとしていた。

しかしながら経営委員会として改めて検討したところ、現在の経営委員会議事運営規則を公表していることに鑑み、過去の経営委員会議事運営規則についても開示することとする。

3 審議委員会の判断

当審議委員会で本件文書を見分したところ、規程第8条1項1号の支障はないものと認められ、再検討の求めの文書を開示することとしたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

2021年10月22日（第308回審議委員会）

第849号 諮問、審議

11月 1日（第309回審議委員会）

審議

11月29日（第310回審議委員会）

審議、答申